

2024年4月19日

受益者様各位

パトナム・インベストメント・
マネジメント・エルエルシー

「パトナム・ディバーシファイド・インカム・トラスト」
パトナムDIT クラスM受益証券
月次分配金引き上げのお知らせ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、パトナム・ディバーシファイド・インカム・トラスト クラス M 受益証券について、4月の分配金が下記の通り変更されましたのでお知らせいたします。

4月分配金（1口当たり、課税前）

パトナムDIT クラスM 受益証券 0.033米ドル（前月 0.031米ドル）

- お支払いの対象は、2024年4月17日時点で受益証券を保有しているお客様です。
- 月次分配金は利子所得として課税され、分配金の額に20.315%（所得税15.315%、住民税5%）による源泉徴収が行われます。

足元の金利収入等の状況を踏まえ、4月の分配金を0.033米ドル（1口当たり、課税前）に引き上げることが適切との判断に至りました。

引き続きパトナム・ディバーシファイド・インカム・トラストをご愛顧頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

以上

●本資料は、ファンドの受益者の皆様に情報を提供することのみを目的とした補足的な資料であり、ここに記載された商品の売却ならびに購入の申込みを勧誘するものではありません。●本資料は、パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシーが情報提供のため信頼できると判断した資料に基づいておりますが、その資料の正確性、完全性および将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。●本資料に関連するファンドは、債券等値動きのある外貨建て外国証券に投資しますので、為替リスクもあり、元金ならびに将来の成果が保証されているものではありません。●本資料で表明されている見解は、2024年4月作成時点のものであり変更されることがあります。●本資料は、パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシーが作成したもので、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。

お問い合わせ

管理運用会社：パトナム・インベストメント・
マネジメント・エルエルシー



株式会社三井住友銀行
登録金融機関 関東財務局長(登金)第54号
加入協会/日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会





当ファンドに係るリスクについて

当ファンドは、主に米国政府債等(米国政府債、モーゲージ証券、アセットバック証券、米国投資適格社債など)、ハイイールド社債、米国以外の先進諸国債、エマージング債などを投資対象としますので、金利変動等による組み入れ有価証券の価格下落や組み入れ有価証券の発行体の倒産もしくは財務状況の悪化等の影響により、一口当たり純資産価格が下落し、損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、一口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。また、当ファンドは米ドル建てですので、日本円から投資されるお客様の場合には為替相場の変動によっては換金時の円貨お受取額が円貨ご投資額を下回る可能性があります。これらの運用および為替の変動による損益は、全て受益者の皆様に帰属します。当ファンドの一口当たり純資産価格の主な変動要因は下記の通りです。

| | |
|------------------|---|
| 金利リスク | 債券価格は一般に金利が上昇すると下落し、金利が下落すると上昇します。一般に金利リスクは、満期までの期間が長い債券ほど大きくなります。 |
| 信用リスク | 投資している債券の元本や利息の支払いが滞るあるいは滞る可能性が高いと予想される場合、当ファンドの一口当たり純資産価格に悪影響を与える可能性があります。ハイイールド社債などの非投資適格の債券は、通常、投資適格の債券に比べて高利回りを提供する一方、債務不履行(デフォルト)の可能性が高くなります。 |
| 期限前償還リスク | モーゲージ証券などではローンの借り換え等により元本が期限前償還されることがあります。期限前償還された資金を再投資する際に、再投資後の利回りが償還された債券の利回りよりも低くなる可能性があります。 |
| 米国以外の国の投資証券 | 投資対象には米国以外の国や企業が発行する債券も含まれており、これらの債券は政治・経済・社会情勢の変化や法規制の変更など一定の特殊なリスクを伴います。当リスクは一般にエマージング市場において大きくなります。 |
| 為替リスク | 当ファンドは米ドル建てですが、米ドル建以外の債券も投資対象としていますので、為替変動により米ドル建元本への差損益が発生する可能性があります。 |
| デリバティブ・リスク | デリバティブはヘッジ目的および非ヘッジ目的の双方で利用されており、特殊なリスクを伴い、損失が発生することがあります。デリバティブの中にはレバレッジを利用している投資があり、それらの投資はレバレッジされていない投資よりも大きな投資エクスポージャーにさらされており、投資損失が拡大する可能性があります。 |
| 流動性および低流動性資産への投資 | 流動性の低い債券に投資した場合、または、投資している債券の流動性が市場動向や経済情勢の悪化などを背景に低下した場合、売却が困難になる、適正価値を下回る価格でしか売却できない、あるいは価格評価が困難になる等のリスクがあります。 |

当ファンドに係る手数料等について

お申込時、買戻し時にご負担いただく費用

| | | | |
|--------|-------------------------------|--------|--------|
| お申込手数料 | 当ファンドの新規販売は停止しており、該当事項はありません。 | お買戻手数料 | ありません。 |
|--------|-------------------------------|--------|--------|

保有期間中にファンド資産から支払われる費用

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------|---|------------------------------|---------------|--------|--|--|--|------------|--------|---------|-------------|--------|--|--------------------|--------|---------|---------------|--------|--|---------------------|--------|-----------|---------------|--------|--|---------------------|--------|-----------|-----|--------|--|
| 管理運用報酬 | <p>ファンドの管理運用業務およびファンド資産に関する投資顧問業務および日々の投資運用業務の対価として、ファンドは月次報酬を管理運用会社に支払います。月次報酬は当該月のファンドの平均純資産に対して料率を乗じて計算されます。この料率は(年率、下記)、管理運用会社が管理するオープン・エンド型ファンド(本ファンドを含む、但し上場ファンドは除く)の純資産総額(他のパトナムのファンドに投資されたファンドの純資産を除く、当該月の各営業日の終了時に決定)の月額平均(「オープン・エンド型ミューチュアル・ファンド平均純資産総額」)に基づきます。</p> <table border="1"> <tr> <td>オープン・エンド型ミューチュアル・ファンド平均純資産総額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>50億ドル以下の部分</td> <td>0.700%</td> <td>300億ドル超</td> <td>800億ドル以下の部分</td> <td>0.500%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>50億ドル超 100億ドル以下の部分</td> <td>0.650%</td> <td>800億ドル超</td> <td>1,300億ドル以下の部分</td> <td>0.480%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>100億ドル超 200億ドル以下の部分</td> <td>0.600%</td> <td>1,300億ドル超</td> <td>2,300億ドル以下の部分</td> <td>0.470%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>200億ドル超 300億ドル以下の部分</td> <td>0.550%</td> <td>2,300億ドル超</td> <td>の部分</td> <td>0.465%</td> <td></td> </tr> </table> | オープン・エンド型ミューチュアル・ファンド平均純資産総額 | | | | | | 50億ドル以下の部分 | 0.700% | 300億ドル超 | 800億ドル以下の部分 | 0.500% | | 50億ドル超 100億ドル以下の部分 | 0.650% | 800億ドル超 | 1,300億ドル以下の部分 | 0.480% | | 100億ドル超 200億ドル以下の部分 | 0.600% | 1,300億ドル超 | 2,300億ドル以下の部分 | 0.470% | | 200億ドル超 300億ドル以下の部分 | 0.550% | 2,300億ドル超 | の部分 | 0.465% | |
| オープン・エンド型ミューチュアル・ファンド平均純資産総額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 50億ドル以下の部分 | 0.700% | 300億ドル超 | 800億ドル以下の部分 | 0.500% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 50億ドル超 100億ドル以下の部分 | 0.650% | 800億ドル超 | 1,300億ドル以下の部分 | 0.480% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 100億ドル超 200億ドル以下の部分 | 0.600% | 1,300億ドル超 | 2,300億ドル以下の部分 | 0.470% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 200億ドル超 300億ドル以下の部分 | 0.550% | 2,300億ドル超 | の部分 | 0.465% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (副管理運用報酬) | 管理運用会社(ファンドではない)は、ファンド資産の一部に関する投資顧問業務の対価としての報酬を、副管理運用会社が運用するファンド資産の平均純資産総額の年率0.20%の料率で四半期毎に副管理運用会社に支払います。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 販売計画報酬 | ファンドは元引受会社に対して元引受業務の対価(日本の販売会社への委託手数料等が含まれる)としての報酬を、平均純資産総額の最高年率1.00%を支払います。現在、クラスM受益証券は最高年率を0.50%に制限しています。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 投資者サービス代行報酬 | ファンドは、投資者サービス代行会社に対し、投資者サービス代行業務の対価として、月額の報酬を支払います。その報酬はファンドの販売資産レベル等に基づきますが、ファンドの平均資産の年率0.25%を超えないものとします。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 保管報酬 | ファンドは、保管会社に対して、保管業務の対価として、固定年間手数料ならびにファンドの資産およびファンドが保有する有価証券の数と種類に基づく手数料の組合わせに基づく月額の報酬を支払います。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※その他の費用: 受託者報酬、監査、法律および受益者報告費用等を含む管理運用会社が負担しないすべての費用をファンドが支払います。
上記その他の費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。
※上記の手数料等の合計額については、投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
投資信託のご購入、換金にあたって円貨から外貨または外貨から円貨へ転換の際は、為替手数料が上記の各種手数料等とは別にかかります。

| | |
|--------------------------------------|--|
| 【管理運用会社・その他関係会社の概要】 | ■保管会社・副会計代行会社: ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー |
| ■管理運用会社: パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシー | ■投資者サービス代行会社: パトナム・インベスター・サービス・インク |
| ■副管理運用会社: パトナム・インベストメント・リミテッド | ■元引受会社: パトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップ |

※ パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシーおよびその関連会社はフランクリン・リソース・インク傘下の会社です。

| | |
|---|---|
| 【投資信託に関する留意点】 | ○三井住友銀行で取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。 |
| ○投資信託は、元本保証および利回り保証のいずれもありません。 | ○三井住友銀行は販売会社であり、投資信託の設定・運用は管理運用会社が行います。 |
| ○投資信託は預金ではありません。 | ○三井住友銀行では2005年9月をもって当ファンドの新規販売を停止しています。 |
| ○投資信託は預金保険の対象ではありません。預金保険については窓口までお問い合わせください。 | |

◆本資料はファンドの受益者の皆様にファンドの運用成績等をお知らせする目的で、パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシー(以下パトナム)が作成した資料であり、特定の商品の売却ならびに購入の申込を勧誘するものではありません。◆日本においては、当ファンドの販売会社の決定に基づき、2005年9月をもって新規販売は停止されました。◆本資料は金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。◆本資料に記載された過去の運用実績および数値は将来の結果を保証するものではありません。◆本資料中に記載された市場やポートフォリオの見直し等は本資料作成時点でのパトナムの見解であり、今後変更される可能性があります。◆当ファンドの価格は、組み入れられている有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者の皆様に帰属します。投資元金は保証されておりません。◆投資信託は、預金保険の補償対象ではありません。◆登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償対象ではありません。

お問合せ

管理運用会社: パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシー



株式会社三井住友銀行
登録金融機関 関東財務局長(登金)第54号
加入協会/日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

